

市街化区域編入に伴う農業振興地域の区域の変更について

湖南省都市計画審議会資料

湖南省

## I. 概要

平成 28 年から始まり令和 2 年度末（令和 3 年 3 月 30 日）に完了した、大津湖南都市計画区域区分の変更（以下：区域区分変更）において、湖南市は合計 7 地区 44.7 ha を市街化調整区域から市街化区域へ変更した。

その中で、夏見地区 12.3 ha のうち甲賀農業協同組合の跡地 0.173 ha について、農業振興地域の農用地区域であることに気が付かぬまま、区域区分変更の手続き（市街化調整区域から市街化区域への変更）をしてしまった。

本来は、区域区分変更の手続きと並行して農業振興地域除外の手続きを行う必要があり、他の地区については令和 2 年度末に同時に手続きを完了したが、当該地についてのみ、今般湖南市農林振興課が農業振興地域除外の手続きを行うこととなった。

## II. 経緯

当時の区域区分変更のフローについて簡易に示すと以下の通りであった。

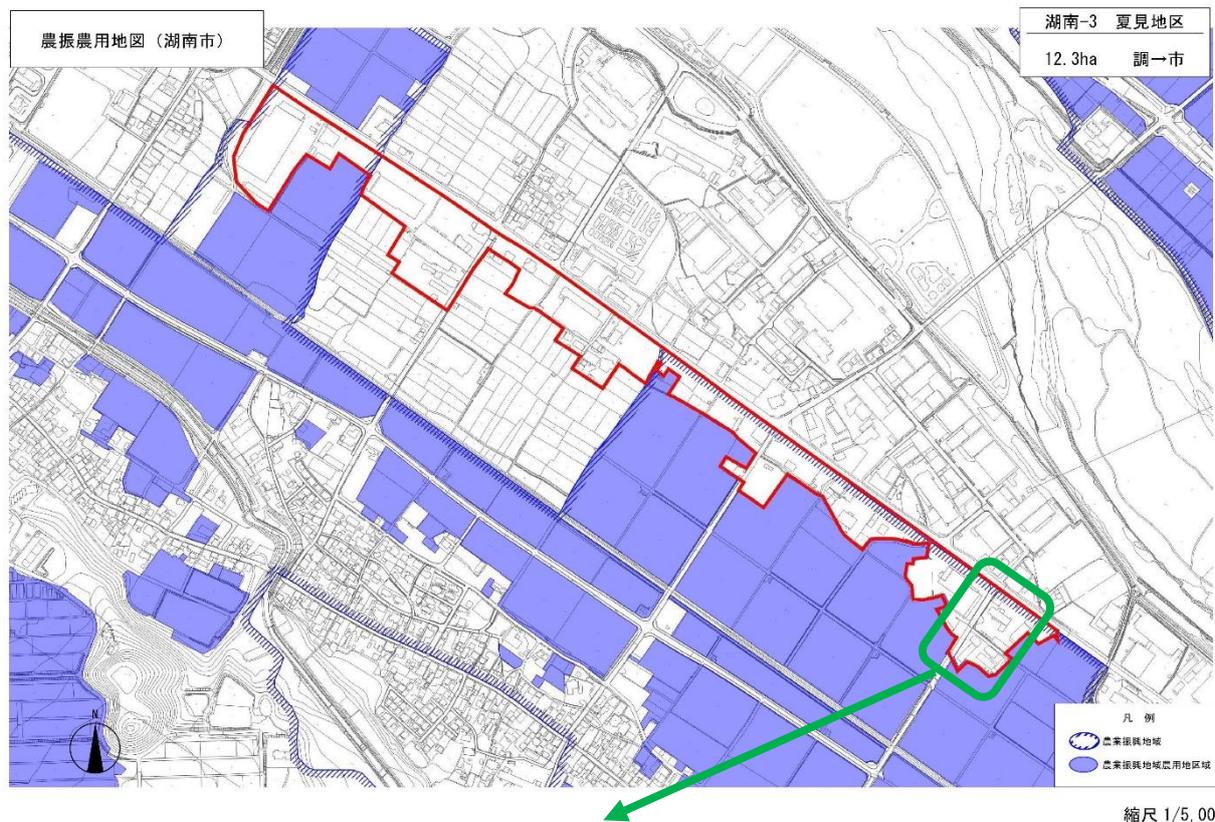
- ・平成 28～29 年度 都市現況及び将来の見通しに関する調査を行った
- ・平成 30 年度 前年までの調査結果やその他のデータを整理し、素案を作成した
- ・平成 31 年度 素案を基に各所協議を行った
- ・令和 2 年度 素案を基に各所協議をまとめ、都市計画法に基づく手続きを行った

平成 30 年度の素案作成時に、都市政策課が区域区分変更候補地ごとの農業振興地域図を作成した。農林部局で使用しているデータを用いたが、候補地ごとの図面にデータを落とし込む際、当該部分を誤って（農業振興地域内ではあるが）農用地外としてしまったことが原因であった（※参考資料あり）。

農業振興地域図は基礎的な資料であるため、作成後はそれ自体が正確であるかなどの再チェックは内外部ともに行われなかった。そして、そのまま誤った農業振興地域図を用いて、各種調書の作成や各所との協議を行い、誰も気が付くことが無いまま区域区分変更の手続きを完了（市街化区域へ変更）した。

なお、今般地権者である甲賀農業協同組合へ確認したところ、先方も当該地は市街地として土地利用するものと認識されており、農業振興地域からの除外について了承をいただいている。

# 参 考



## 【夏見地区】

赤囲い：甲賀農業協同組合跡地、青塗り：農業振興地域の農用地区域を市街化区域へ編入した箇所

